



あずさ監査法人

エージー インサイト

AZ Insight

AZSA / KPMG NEWS LETTER

Volume

05

2004
October

会社法改正の方向性～会社法制の現代化の解説～
平成16年3月期における有価証券報告書の記載事例の分析
顧客情報流出～調査の実際と事件発生の背景～

他

会社法改正の方向性

会社法制の現代化の解説

あずさ監査法人 代表社員 中島 祐二

10月末に「会社法制の現代化に関する要綱案」が公表される予定です。その基本方針と、話題性が高いいくつかの項目について、それぞれの内容や提案のもととなった背景などを、わかりやすく説明します。

はじめに

1. 改正の審議状況等

法務省の法制審議会会社法（現代化関係）部会ではかねてより、「会社法制の現代化に関する要綱案」（以下「要綱案」という）について検討を重ねてきましたが、すでに7月中に内容の実質的審議をほぼ終了し、最終的な調整をした後、10月末に要綱案を公表する予定です。要綱案の内容をもとに法案化され、平成17年春の通常国会での可決成立を旨とすることとなります。

本稿では、最近の部会における審査状況等をもとに、要綱案に織り込まれる予定の内容のうち、改正の基本方針と、話題性が高いいくつかの項目について、それぞれの内容や提案されることとなった背景などについて説明します。

2. 「会社法制の現代化」がめざすもの 改正の基本方針

(1) 形式面での改正（わかりやすさの追求）

条文の片仮名文語体から平仮名口語体への変更、用語の整理、解釈の明確化、あるいは現在の商法第2編、有限会社法、商法特例法の各規定を1つの法典（会社法（仮称））としてまとめ再編成するなど、会社法をわ

かりやすくするために形式面での改訂を行うことが、現代化の基本方針の1つにあげられています。

(2) 実質的な改正

今回の改正は、ここ数年積み重ねられてきた改正の集大成的な位置付けとして、体系的、かつ、抜本的に会社法制度の見直しを行おうとするものです。要綱案では実質改正の内容を「会社に係る諸制度間の規律の不均衡の是正等を行うとともに、最近の社会経済情勢の変化に対応するための各種制度の見直し等「会社法制の現代化」にふさわしい内容の実質的な改正を行うものとする」と表現しています。

< 諸制度間の規律の不均衡の是正 >

近年において、会社法制は、短期間に多数回の改正が行われました。その中には議員立法による改正が含まれていたこともあり、諸制度間の規律の不均衡が発生し、諸制度間の整合性を図るための対応が必要とされてきました。委員会等設置会社と監査役設置会社の取締役の責任や利益処分権限の相違に対する調整などが、この例としてあげられます。また、「株式会社と有限会社の規律の一体化」や「会社財産の払戻しに対する横断的規制」なども、制度間の

規律の不均衡を是正するための改正と位置付けることができます。

< 社会経済情勢の変化への対応 >

会社法はその国の経済力を高める重要なインフラであるといわれています。近年の会社法改正は、わが国の経済状況に対応し、経済界等からの強い要望があったファイナンス関係の一層の規制緩和、ストックオプションや自己株式取得の自由度の拡大などを優先的に行うとともに、よりよいコーポレート・ガバナンスが結果的には全体的な経済力を高めるとの考えをもとに、ガバナンスの選択肢の拡大と監督強化が行われてきました。今回の改正も従来の規制緩和、自由度の拡大などの基本的理念を維持しており、上記の事項に加え、国際的な対応をも含めた企業再編に関する選択肢の拡大や、会社設立時における最低資本金の規制緩和、実務界から要望のあった新しい会社形態（日本版LLC）の創設など、経済政策面への対応がより一層試みられているものと思われます。

また、社会の変化や実態に対処する事項として、新しい企業結合の会計基準への対応や、従来から商法の大きな課題であった株式会社の規律と実態との乖離の問題を解決するため、新しい株式会社制度の提案が行われています。

< 情報開示の充実 >

このように、今回の要綱案の内容も従来の改正に見られた規制緩和やビジネス上の選択肢の拡大の路線を引き継いでいますが、一方において、このようなさまざまな規制緩和等に対応して、情報開示を充実させることにより、株主や債権者等の利害関係者保護への配慮がなされているこ

とも特徴の1つといえます。いわゆる「合併等対価の柔軟化」における対価の内容を相当とする理由の書面での開示、取締役会限りによる剰余金分配の確定制度における剰余金処分に関する理由書の開示や株主持分変動計算書の作成、また、後述するように、株式会社の機関設計等の規律に関して大幅な緩和が提案されているなかで、決算公告制度は維持されたことなどが、この例としてあげられます。なお、新たに提案された会計参与（仮称）の制度は、中小会社の情報開示の充実を促進する役割をも持っているものと思われます。

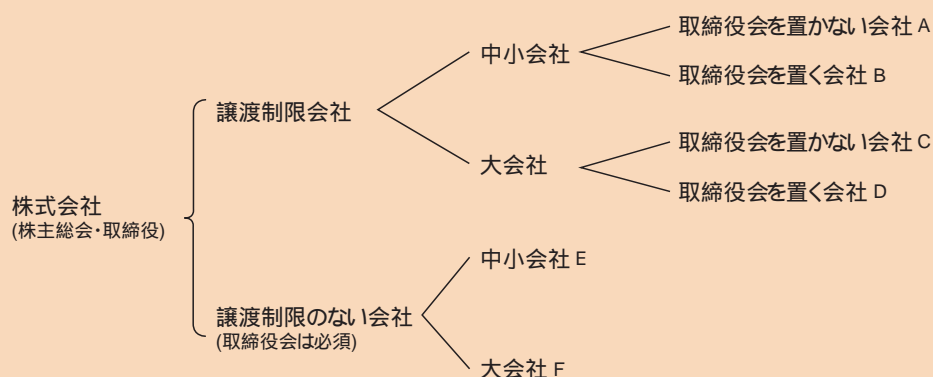
・ 株式会社と有限会社の規律の一体化

1. 現行の株式会社と有限会社を、1つの会社類型(株式会社)として規律する

現在、出資者である社員の有限責任が保障された会社形態として、有限会社と株式会社があります。株式会社に関する規律は大規模かつ公開的な会社を想定して厳格なものとなっており、有限会社の規律は閉鎖的な中小企業を想定し、株式会社のものに比べ緩やかな内容となっています。しかし、現実には日本の株式会社の大部分は小規模かつ閉鎖的であり、株式会社に関する規定の多く、たとえば、決算公告、附属明細書の作成などが守られておらず、さらに取締役会や監査役の監督が形骸化されるなど、法規制と実態が著しく乖離している状況が生じています。この状況を解決するために、従来から法制上の対応がなされてきましたが、依然として形骸化の状況は改善されたとはいえません。

要綱案では、このような実態を踏

図表1 株式会社の分類



上記の区分をもとに監査役(監査役会)、会計参与、会計監査人、三委員会等の組合せを行い機関設定を選択する。

まえ、大部分の株式会社には現在の有限会社的な規律を適用するのが適当であることを正面から認め、株式会社の規律を緩やかな方向に広げることにより、有限会社の規律との一体化を図り、現在の株式会社と有限会社を1つの会社類型(株式会社)として規律することとしています。

なお、有限会社法は廃止されますが、現行の有限会社法にもとづいて設立された会社については、新しい会社法施行後も、「有限会社」の文字の使用も含め、現行の有限会社で認められている制度を将来にわたって利用できる措置がとられることになっています。

2. 株式会社の機関設計の選択肢の拡大

1で述べたように株式会社と有限会社の規律を一体化した場合に、まず、端的に取り上げられるのが、機関設計のあり方です。現行の株式会社のうち、どのような考え方にもとづき、現行の有限会社型機関設計を許容するかの検討が行われました。要綱案では、株式会社を、まず、会社の閉鎖性、すなわち株式譲渡制限の有無で区分し、次に中小会社(現行の大

会社以外の会社)か大会社かで区分し、さらに株式譲渡制限会社については、取締役会の設置の有無により分類することとしています(図表1参照)。

それぞれの分類により選択可能な機関設計は図表2のとおりです。機関設計は現在は原則として資本等の規模により規律されているため、選択肢はほとんどなかったのですが、有限会社型を認めることや、すべての中小会社で会計監査人等の設置を認めること、さらに会計参与の制度の導入などもあり、株式会社の機関設計の選択肢は大幅に拡大されます。

・機関設計の主なポイント

株式会社の最低限必要な機関は、株主総会と取締役(1名でも可)です。

株式譲渡制限のない会社は、取締役会の設置が必須です。

取締役会を設置しない会社の機関の規律は、原則として、現在の有限会社のものが適用されます。たとえば、株主総会は、強行規定に反しない限り、いかなる事項についても決議することができます。

取締役会を設置する会社の機関の

図表2 「株式会社の機関設計」について

(法制審議会現代化部会参考資料17より)

		分類	
株式譲渡制限中小会社 (図表1との対応)			
	取締役		A
	取締役 + 監査役 (注1)		A
	取締役 + 監査役 + 会計監査人		A
	取締役会 + 会計参与		B
	取締役会 + 監査役 (注1)		B
	取締役会 + 監査役会		B
	取締役会 + 監査役 + 会計監査人		B
	取締役会 + 監査役会 + 会計監査人		B
	取締役会 + 三委員会 + 会計監査人		B
株式譲渡制限大会社			
	取締役 + 監査役 + 会計監査人		C
	取締役会 + 監査役 + 会計監査人		D
	取締役会 + 監査役会 + 会計監査人		D
	取締役会 + 三委員会 + 会計監査人		D
公開中小会社			
	取締役会 + 監査役		E
	取締役会 + 監査役会		E
	取締役会 + 監査役 + 会計監査人		E
	取締役会 + 監査役会 + 会計監査人		E
	取締役会 + 三委員会 + 会計監査人		E
公開大会社			
	取締役会 + 監査役会 + 会計監査人		F
	取締役会 + 三委員会 + 会計監査人		F

(注1) 定款により、監査役の権限を会計に関する事項に限定することも可能

(注2) 会計参与については、原則として、いずれの機関設計においても任意に設置可能

は現在、有限会社で認められているもので、新たに株式会社にも認められるもの

は現在の株式会社で認められている機関設計

は現在、中会社のみ認められているもので、新たに小会社にも認めるもの

無印は、今回の改正で新たに認められる機関設計

規律は、原則として、現在の株式会社のものが適用されます。

取締役会を設置した場合には、監査役（監査役会を含む）、会計参与（株式譲渡制限中小会社に限る）、または三委員会等（指名委員会、監査委員会、報酬委員会、執行役）のいずれかを設置しなければなりません。

大会社は、会計監査人の設置が必

要です。

・機関に関するその他の主な改正点

1. 取締役の会社に対する責任の見直し

現行の商法266条1項1号～5号（図表3参照）に規定されている取締役の会社に対する責任は、5号の任務懈怠責任以外は基本的に無過失責

任(故意・過失がなくても賠償責任を負う)と解するのが一般的です。これについては従来より、厳格すぎるとの批判や、多くの部分が過失責任(自己の無過失を立証すれば、賠償責任を負わない)とされている委員会等設置会社の規定との調整が必要とされていました。要綱案では、商法266条1項のこれらの責任は基本的に過失責任とすることとしています。

また、取締役の責任全般につき規定されている商法266条2項(取締役会決議に賛成した者に行業者と同じ責任を課す取扱い)の規定は設けないものとし、個々の責任内容に応じて同様の取扱いの有無を規定することとしています。さらに、これらの責任に対しての一部免除や株主の同意による免責決議に関する取扱いの改正も提案されています。

なお、剰余金分配の期末のてん補責任に関しても、後述するように、取締役会における剰余金分配の権限の拡大や分配可能額の算定時の変更が行われることもあり、その取扱いの改正が提案されています(図表3参照)。

2. 取締役等の任期についての定め

取締役等の任期については、任期の定めがない現行の有限会社の規定との関係において、どのように定めるかについて部会で活発な議論がなされましたが、以下のように規定することとなっています。

株式会社(委員会等設置会社を除く)の取締役の任期は原則として2年とし、監査役の任期は原則として4年とする。ただし、株式譲渡制限会社については、定款で、これらの任期を10年まで伸長することができるものとする。

委員会等設置会社の取締役の任期は、一律1年とする。

図表3 取締役の責任の改正

1. 商法第266条第1項による取締役の会社に対する弁済または損害賠償責任の改正	
(1) 違法配当等(1項1号)	原則として 過失責任とする
(2) 株主の権利行使に関する利益供与(1項2号)	
(3) 取締役に対する金銭貸付(1項3号)	
(4) 利益相反取引(1項4号)	
(5) 任務懈怠責任(法令・定款違反)(1項5号)	
	従来より過失責任
2. 期末のてん補責任(商法210条の2等)の改正	
(1) 定時総会決議(定款の定めによる取締役会決議の場合も含む)にもとづく分配はてん補責任を課さないことを明確化	
(2) てん補責任が課せられる範囲や欠損の判定を決算期基準から決算確定基準に変更	

3. 取締役会における内部統制システムの構築の決定および開示の義務

現行法では、委員会等設置会社は監査委員会の職務の遂行との関連において、取締役会が、いわゆる「リスク管理システム・内部統制システム」を構築することが義務付けられています。しかしながら、上記のシステムの構築は、委員会等設置会社のみならず、会社経営の重要課題であると考えられます。

要綱案では、取締役会設置会社においては、上記の内部統制システム等の基本方針は取締役会の専決事項とし、当該決議の概要を営業報告書に記載することとしました。さらに、大会社については、その基本方針の決定を義務付けることとしています。基本方針の具体的な内容は、現行の委員会等設置会社向けの商法施行規則193条に定められている事項とほぼ同様のものとし、同規定につき所要の整備を行うこととしています。

会社経営におけるリスク管理や内部統制システムの構築とそれらの有効な運用は、ますます重要度が高まっています。証券取引法でもコーポレート・ガバナンスの状況の開示が義

務付けられており、今後、これらの開示内容がより注目されることになると考えられます。

4. 株主代表訴訟についての改正

代表訴訟制度のあり方については、さまざまな改正の提言が出されてきました。そのなかで実務界からの要望があった提訴の制限に関して、以下の規定を創設することとなっています。

株主代表訴訟を提起することができない場合

イ) 当該訴えの提起につき、当該株主が自己もしくは他人の不正な利益を図り、または会社に損害を加える目的を有する場合

ロ) 当該訴訟の追行により、会社の正当な利益が著しく害されること、会社に過大な費用の負担が生ずること、その他これに準ずる事情が生ずることが、相当の確かさをもって予測される場合

また、上記の理由により、会社が提訴期間中に株主からの訴えを提起しなかったときは、会社は当該株主等に訴えを提起しなかった理由を、書面で通知しなければならないことの手当がされています。

会社が上記の理由により、提起しないことについて、当該株主が不服である場合は、株主が裁判所に提訴することにより、会社処置の適否の判断が争われることとなります。

代表訴訟に関しては、その他、株式交換・株式移転による原告適格の喪失の見直し（その株主が完全親会社の株主となれば原告適格を喪失しない）等の提案がされています。

5. 監査役の特権について

監査役は、原則として、業務監査権限および会計監査権限を有する。

株式譲渡制限中小会社においては、定款で会計監査権限に限定することができるものとする。

現行法では、株式会社のうち小会社および有限会社の監査役の特権は会計監査のみですが、要綱案では、一律に業務監査権限を付与することにしています。これは、この要綱案で、株式譲渡制限中小会社での監査役の設置は任意とする提案がされており、その場合、あえて監査役を置くことを選択した以上、監査役の本来の役割といえる、取締役の職務執行全般を監査するにふさわしい者を置くべきであるとの見解によるものです。

ただし、部会の審議のなかで、現行の会計監査権限のみを有する監査役のニーズを強く主張する意見もあり、¹⁾の手当がなされています。

6. 会計参与（仮称）制度の導入

会社が作成する計算書類の信頼性を高めることを主な目的とした会計参与制度が、新たに導入されます。会計参与の役割は取締役・執行役と共同して、計算書類を作成することです。監査役や会計監査人のように監査を行うことにより計算書類に信頼性を付与するのではなく、会計専門家が計算書類の作成者側に参加することにより計算書類の信頼性を高めようとする制度です。会計参与の設置は任意であり、株式会社のいずれの機関設計においても設置可能ですが、本来的には、会計監査人が設置されていない中小会社において有効に利用されるものと考えられます。中小会社の円滑な資金調達を促進するため、計算書類の信頼性を向上させることは、従来から重要な課題とされてきましたが、新しい会計参与の制度がこの解決策の1つとして、適切に運用されることが期待されます。

会計参与の制度の概要は以下のとおりです。

会計参与の設置と選任等

定款で会計参与を設置する旨を定め、株主総会で選任する。任期・報酬等は取締役と同様の規律に従う。

資格

公認会計士（監査法人を含む）または税理士（税理士法人を含む）

兼任禁止

会計参与は会社またはその子会社の役員、会計監査人、使用人等を兼ねることはできない。

会計参与の職務等

ア．取締役等と共同して計算書類を作成する。

イ．株主総会において、計算書類に関して株主が求めた事項について説明する。

ウ．会社とは別に、計算書類を5年間保存する。

エ．株主および会社の債権者は会計参与に対して、いつでも計算書類の閲覧等を請求することができる。

会計参与の責任

会計参与の会社・第三者に対する責任は、社外取締役と同様の規律を適用するものとし、株主代表訴訟の対象ともなる。

会計参与の登記

会計参与を設置した旨、および会計参与の氏名または名称を登記事項とする。

7. 会計監査人に関する事項

会計監査人の任意設置の範囲の拡大
大会社以外の株式会社は、定款で、会計監査人を設置することができるものとし、現在のみなし大会社の制度は、廃止することとしています。現行の小会社においても円滑な資金調達を図るために信用力の増大を目

的とし、法律の裏付けられた会計監査人制度を利用したいとのニーズに対応したものです。今後は中会社、小会社の区分がなくなることへの対応がなされたともいえます。

監査役会等への会計監査人報酬決定の同意権限付与

監査役会または監査委員会に、会計監査人の報酬の決定に関する同意権限を付与することとしています。

従来より、会計監査人の会社経営陣からの独立性を担保するため、その選解任と同様、報酬に関しても、監査役会または監査委員会が関与する規定を設けるべきとの意見があり、要綱案では、会計監査人の報酬の決定に関する同意権限を付与しています。

会計監査人の会社に対する責任

会計監査人の会社に対する責任について、株主代表訴訟の対象とし、社外取締役と同様の一部免除制度を導入することとしています。

会計監査人も、取締役等と同様、会社経営陣との緊密な関係から、会社が責任追求を怠る可能性は否定できないとの理由から、株主代表訴訟の対象となります。また、自然人である取締役等に比べ資力を有する監査法人に対する濫訴のおそれがあることなどを考慮し、責任の一部免除制度を導入することとしています。具体的には、社外取締役と同様、報酬の2年分を限度とし、定款の定めにもとづく事前契約の方法により免除額を決定することになります。

・ 設立等に関する規制の緩和

1. 設立時の出資額の下限額の廃止

わが国の経済状況下において、新たな事業の創出・雇用の受け皿の確

保による経済活動の活性化が最優先課題とされ、現在の最低資本金制度（株式会社1,000万円、有限会社300万円）が会社設立の障害となっているとの強い指摘がありました。要綱案では、最低資本金に関する規制を撤廃することとします（資本金1円での株式会社設立も可能となります）。なお、下限額の廃止に対応して、債権者保護の観点から、資本金の額にかかわらず純資産が300万円未満の場合には、剰余金があっても、これを株主に分配することができない規制が新たに設けられます。

2. 設立手続簡素化のための諸手続の改正

このほか、設立手続を迅速かつ簡単に行うことを目的として、次のような改正も行われます。

- (1) 設立登記の際に必要とされる、銀行等の払込金保管証明書について、残高証明書でもよいこととなります。
- (2) 現物出資・財産引受けについては、「資本の5分の1」かつ「500万円を超えない」場合に限り、検査役の調査は不要とされていますが、この条件を「500万円」という金額の要件に一本化します。
- (3) いわゆる事後設立として、成立後2年以内に一定規模以上の財産を譲り受ける場合に必要とされていた検査役の調査制度は廃止されます。

・計算関係の改正

1. 剰余金の分配にかかる規制の見直し

- (1) 会社財産の払戻し（剰余金の分配）の統一的財源規制「利益の配当」「中間配当」「自己株

式の買受け」「資本及び準備金の減少に伴う払戻し」は、株主に対する会社財産の払戻し行為という点では同じ意義を持つものですが、現行法では、上記に関する各規定は分散化され、それぞれの根拠規定、上限額なども異なっており、「わかりやすさ」を目的とする現代化の意義からしても、全体的にこれらの規定の調整を図る必要が生じていました。要綱案では、この点に対応し、上記の払戻し行為を「剰余金の分配」という概念にまとめ、それぞれの行為を区別することなく、統一的に分配の財源規制を適用します。

(2) 剰余金分配可能額の計算方法等の見直し

計算方法の見直し

現行の配当可能額は「純資産額」から「資本等の額」を控除することによって算出しますが、最近行われた資本の部に関する改正により、資本の部の構成や勘定科目が複雑となり、現在の「引き算」的な計算方法が、必ずしも明確かつ合理的であるとはいえない状況となりました。

要綱案では、分配可能額の計算を最終の貸借対照表の留保利益等（分配できる額）から自己株式および当期に分配した金額（分配した額）を控除することとし、明瞭化のための工夫を行っています（図表4参照）。

なお、この計算方法の見直しは、分配可能額について、現行法の実質を変更するものではありません。

分配可能額の算定の基準時の見直し

現行法では、たとえば、定時株主総会の配当可能額は、対象となった決算日現在の貸借対照表にもとづいて算定すればよいこととされています。したがって、決算日後、決算確定時（総会の日）までの間に多額の

自己株式の取得が行われても、この点についての法制上の特別な手当はされていません。要綱案ではこの点などを考慮し、次のように規定しています。すなわち、最終の決算期の貸借対照表から算出される分配可能額に、その分配を行う時までの分配可能額の増減（金銭の分配、資本金の減少等による増減をいい、期間損益による変動は含まない）を反映させることとしています（図表4参照）。

（3）取締役会の決議による剰余金分配制度の創設

要綱案では会計監査人を設置し、かつ、取締役の任期が1年の株式会社（委員会等設置会社または監査役会設置会社）は、定款で剰余金の分配を取締役会の決議で決定できる旨を定めることができることとしています。

要綱案において、一般の株式会社の剰余金分配手続の原則は「いつでも、株主総会の決議によって、剰余金の分配を決定することができるものとする」となっており、株主等に対する利益配当の回数の規制は廃止されることとなります。さらに上述のように、一定の要件を満たしている株式会社は、剰余金分配を、いつでも、取締役会限りの決定で行うことができることとなります。これは、現在の委員会等設置会社の規定との相違を整理することも目的の1つですが、本来的には、配当等の株主への利益払戻政策を弾力的に行うことを可能にする意図のものと考えられ、株式を公開している上場会社等の多くは、この規定を採用することになるものと予想されます。

なお、この定款の定めをした株式会社の営業報告書には、株主への情報開示を充実するため、剰余金処分

図表4 剰余金分配可能額（配当限度額）の計算例

（3月31日決算、6月29日の株主総会における分配可能額）

貸借対照表 資本の部 (平成16年3月31日)		〔現行法における計算方法〕		〔要項案による計算方法〕	
資本金	1,000	純資産合計	2,200	利益剰余金	700
資本準備金	250	資本金	1,000	その他資本剰余金	200
その他資本剰余金		資本準備金	250		
資本準備金減少差益	200	株式等評価差額金	100	自己株式	50
利益剰余金		差引配当限度額	850	小計	850
任意積立金	400				
未処分利益	300				
株式等評価差額金	100			自己株式の取得	100
自己株式	50			差引分配可能額	750
資本の部 合計	2,200				

16年5月1日に自己株式100を取得

の理由その他法務省令に定める事項を記載する必要があります。

2. 法定準備金の減少額の規制

（4分の1規制）の廃止

現行法では、法定準備金について、資本の4分の1を超えない部分を減少させたいときは、先に資本金を減少させなければならず、債権者保護の観点から資本金の維持を最優先すべきとしている商法の考え方とに、一種の矛盾が生じているとの指摘もあり、この規制は廃止されます。したがって、法定準備金を全額取り崩すことが可能となります。

なお、現行の利益準備金の積立に関する規定は、今後も維持されます。

3. 定時総会関係の見直し

（1）定時総会の開催時期の弾力化

会計監査人等に計算書類等を提出してから一定期間を経過しなければ定時総会を開催することができなくなる規制は廃止されます。

たとえば、大会社においては、総会の8週間前までに会計監査人等に計算書類等を提出しなければなりません。この規定があるため、会計

監査人等の監査報告書が早い時期に作成されても、計算書類提出後、8週間を経過しなければ株主総会を開催することができません。決算確定の迅速化・弾力化を望む実務界から、これらに関する規定の見直しの要望が出されていました。

(2) 株主持分変動計算書の作成義務

株式会社は、従来の貸借対照表、損益計算書および営業報告書に加え、株主持分変動計算を作成し、定時総会の招集通知に添付することになります。

国際的にも、株主持分変動計算書は決算書の一部として定着していること、また、前述したように、剰余金分配に関する規制が緩和されることなどが、作成が義務付けられる理由と考えられます。

・組織再編行為に関する見直し

1. 対価の柔軟化

吸収合併、吸収分割または株式交換の場合において、消滅会社等の株主に対して、存続会社等の株式を交付せず、かわりに、金銭その他の財産を交付することを認めることとなります。

現行法では、交付される財産は、存続会社等の株式に限定されることを前提として、各種の規定が設けられています。

しかしながら、組織再編行為の多様化・国際化に伴い、金銭や、存続会社等以外の他の会社の株式をもその対価とすることを認めるべきとの要望が、国内外の実務界から強く寄せられており、これに対応したものです。

対価の柔軟化が認められる例として、以下のようなケースがあげられ

ます。

- ・子会社が他の会社を吸収合併する場合に親会社の株式を対価として交付する(いわゆる「三角合併」)。
- ・消滅会社の株主に金銭のみを交付する合併(いわゆる「キャッシュ・アウト・マージャー」)。

2. いわゆる「合併差損」等が生ずる場合の取扱い

以下にあげる場合においても、組織再編行為を行うことができるものとし、所要の開示手続を義務付けることとしています。

存続会社等が承継する負債の簿価が資産の簿価を超える場合(たとえば債務超過会社を合併する場合) 交付する対価の存続会社での簿価が、承継する純資産額を超える場合(たとえば代用自己株式を利用した場合)

現行法では、合併等において、存続会社等に差損が生じる場合を想定した規定はありません。 場合のような、合併差損(消滅会社が債務超過)が生じる合併を認めるかについては、現行法においても議論のあるところですが、実務では、合併差損が生じない程度に時価以下主義のもとに、任意に資産の評価替えや「のれん」を計上するなど、恣意性が入りうる柔軟かつ不透明な処理がなされることが多くあったと思われます。しかし、今後、新しい企業結合会計基準による持分プーリング法を適用すると、適正な帳簿価額で引き継ぐこととなり、「のれん」等の計上認められなくなるため、従来の時価以下主義を前提とした考え方を整理する必要性が生じました。要綱案では、上記のように、手続上の透明性を図るために必要な開示を行うことを条件に、合併差損が生じる組織

再編行為を制度上正面から認めることとしています。また、前述したように、合併等の対価の柔軟化が行われると、¹のような局面がより多くなることが考えられるため、同様に法制上の手当を行っています。

・新しい会社類型(日本版LLC)の創設

諸外国では、会社内部の規律は組合と同様に定款自治が大幅に認められ、かつ、出資者全員の責任については有限責任である営利法人が用意され、活発に利用されています。わが国においても、同様の会社類型(日本版LLC)の創設を求める要望が、近年、実務界から強まってきました。

LLC(Limited Liability Company)は、有限責任で、かつ利益配分や意思決定の仕組みなどを自由に決めることができるため、高度な能力を持つ人材をフルに活かすためのモチベーションを高めることができる組織といわれ、比較的少人数の人的資産・知的資産に基盤を置く企業に適しているといわれています。また諸外国では、先端技術の共同研究開発の合併会社としても多く利用されています。

要綱案では、上記のニーズを踏まえ、新たな会社の類型として合同会社(仮称)を創設することとしています。合同会社の内部の関係は、基本的には現行の合名会社の規律に準じたものといえますが、出資者全員が有限責任であることに対応し、債権者の計算書類の閲覧権を認めたり、違法な剰余金の分配が行われた場合の社員の責任を強化するなど、債権者保護のための手当がなされています。

米国におけるLLCは、課税上、い

わゆるパス・スルー方式(構成員課税)が認められることのメリットが動機となり、その利用が飛躍的に増加したものと考えられます。わが国のLLCのニーズもパス・スルー方式の実現を前提にしたものと思われる。しかしながら、わが国の現在の課税制度上、日本版LLCが創設されても、法人である限り、法人課税とされるわけで、パス・スルー方式のメリットを享受することはできません。この問題を解決する方法の1つとして、LLCと同様の性格を持った組織を、現在の組合のなかの一形態(LLP: Limited Liability Partnership)として創設することのほうが、より現実的な対応であるとの意見もあります。

〒162-8551
東京都新宿区津久戸町1番2号
あずさセンタービル
TEL : 03-3266-7500 (代表)
FAX : 03-3266-7600

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で下す適切なアドバイスに従ってください。

© 2004 KPMG AZSA & Co.,
the Japan member firm of KPMG
International, a Swiss cooperative. All rights
reserved. Printed in Japan.